

## は し が き

会社の役員の方も給与所得者であることから、基本的には年末調整で所得税が精算され、確定申告を行う必要はありません。

しかし、給与所得が多い場合（給与収入2,000万円超）、給与所得以外に他の所得がある場合、2か所以上から給与を受け取っている場合には確定申告を行う必要があるほか、医療費や寄附金を支出した場合には、確定申告を行うことで税金の還付を受けることもできることから、個人の所得税の仕組みについても最低限の知識は必要となります。

また、同族会社の役員の方については、会社との間の取引について、自由に取引内容を決めることができるため、その内容が税務上問題にされるケースが多く、会社と役員との間の取引についてはどのような場合に問題になるのかを十分理解しておく必要があります。

そこで、本冊子では役員の方が確定申告をする場合にどのような点に気をつけないといけないのかについて、所得税の基本的な仕組みだけでなく、役員の方に関わりの深い不動産の貸付けや譲渡に係る税金、株式等の配当や譲渡に係る税金、会社と役員間の取引に係る税金などにポイントを絞って、わかりやすく解説するとともに、不動産所得とインボイス制度への対応、ふるさと納税制度等についても整理しました。

なお、実際の適用を考えるにあたっては、最新の関係法令及びその周辺法令等を確認いただき、専門家の助言等を受けていただくようお願いします。

本冊子は、公認会計士・税理士の溝端浩人先生と妙中茂樹先生及び税理士の松本栄喜先生にご執筆いただきました。

公益財団法人 全国法人会総連合

●本冊子の内容は、令和7年11月1日現在の法令等によっています。

## I

### 所得税の確定申告について

- 1 確定申告とは ..... 3
- 2 確定申告の必要がある人 ..... 4
- 3 確定申告をすれば税金が戻る人 ..... 5

## II

### 個人の所得に係る所得税の仕組み

- 1 所得の分類から税額算出までの仕組み ..... 6
- 2 所得の分類 ..... 8
- 3 損益通算と損失の繰越し・繰戻し ..... 9
- 4 所得控除の種類 ..... 10
- 5 税額控除の種類 ..... 12

## III

### 不動産の貸付け・譲渡と税金

- 1 不動産の貸付けと確定申告 ..... 14
- 2 不動産の譲渡と確定申告 ..... 16
- 3 居住用財産を売却して損失が出た場合 ..... 17
- 4 居住用財産を売却して利益が出た場合 ..... 18

## IV

### 株式等の配当・譲渡と税金

- 1 株式等の配当と確定申告 ..... 19
- 2 株式等の譲渡と確定申告 ..... 20
- 3 上場株式等の譲渡に関する特例 ..... 21

## V

### 会社・役員間取引と税金

- 1 会社と役員間の取引 ..... 22
- 2 役員が会社に土地を貸し付けた場合 ..... 23
- 3 会社・役員間の金銭貸借 ..... 24
- 4 会社・役員間の資産売買 ..... 25
- 5 役員給与等の損金不算入 ..... 26
- 6 役員社宅の提供 ..... 28
- 7 役員に関する業務上の経費 ..... 30

## 1 確定申告とは

### ポイント

- 1月1日から12月31日までのすべての所得とそれに係る所得税額を確定させる手続。

### 解説

#### ① 確定申告とは

1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての所得とその所得に係る所得税額及び復興特別所得税額<sup>\*1</sup>（以下、合わせて「所得税額」と記載）を確定させ、税務署へ申告することを確定申告といいます。

<sup>\*1</sup> 東日本大震災からの復興のための必要な財源を確保するために、平成25年分から令和19年分までの25年間については、基準所得税額に2.1%を乗じた金額が復興特別所得税として課税されます。

#### 【参考】

##### マイナポータル（政府が運営するオンラインサービス）連携の活用

マイナポータル連携とは、確定申告手続や年末調整手続について、マイナポータル経由で、生命保険料控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、国税庁の確定申告書作成システム等に自動入力させる機能をいいます。

なお、生命保険料、住宅ローン、医療費控除関係、小規模企業共済や給与所得・公的年金等の源泉徴収票等がマイナポータル連携の自動入力対象となります。

#### ② 所得税の確定申告書提出期間

通常、所得税の確定申告書提出期間は翌年2月16日から3月15日まで<sup>\*2</sup>となっています。

<sup>\*2</sup> 申告期限・納期限が土曜日、日曜日の場合は、その翌日が期限となります。また、確定申告義務のある人の還付申告書は、翌年1月1日から提出することができます。



所得税の  
確定申告は

**翌年2月16日から3月15日まで**  
(還付申告の場合は翌年1月1日から)

#### 【参考】

##### 贈与税や消費税の申告書提出期間

- 贈与税……………贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日
- 個人の消費税………翌年1月1日から3月31日

#### ③ 確定申告期限を過ぎて申告書を提出した場合

期限までに申告をしなければ青色申告の特典（14ページ③参照）を受けることができなくなったり、無申告加算税が課されますので、注意が必要です。なお、期限までに申告・納付を行うことが困難な場合には、そのやむを得ない事情によっては個別の申請により期限の延長が認められます。